

## コーポレートガバナンス・ポリシー

### 第1章 総則

#### 1・1 目的

本ポリシーは、株式会社山田債権回収管理総合事務所（以下、「当社」という。）のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

#### 1・2 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）は、社是、経営理念、経営方針、経営計画等に基づき、株主、顧客、取引先、社会、従業員等すべてのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し社会に貢献するため、継続的なコーポレートガバナンスの強化に努める。

この基本的な考え方のもと、的確な経営の意思決定と迅速な業務執行、適正な監督・監視を可能にするための取締役会・監査役会等の経営機構充実への取組み、個々人のコンプライアンス意識を高めるための研修・教育の徹底等により、健全で透明性のある経営を実現する仕組みを構築し、それらを実質的かつ十分に機能させることに努める。

#### <社是>

- ・ 顧客への誠実な対応と奉仕の精神
- ・ 時代を先取りしたサービスの提供
- ・ 真に働きがいのある会社の実現

#### <経営理念>

- ・ 顧客第一主義
- ・ 共存共栄主義
- ・ 人材育成主義
- ・ 創造的開拓主義

#### <経営方針>

- ・ 企業価値向上のための経営資源の有効活用
- ・ 顧客ニーズへの対応力強化及び収益力強化
- ・ 「山田ブランド」の確立
- ・ 内部管理体制の強化
- ・ コンプライアンスの徹底

#### <経営計画>

- ・ 経済情勢、経営環境等を踏まえた経営計画を事業年度毎に策定する。

- ・ 株主利益の増大を重視し、収益性と資本効率を高めることにより総合的に企業価値の最大化を図るという観点から、売上高営業利益率及び連結 ROE (株主資本当期純利益率) を重要な経営指標と定め、その向上に努めることを中長期的な目標とする。
- ・ 翌期の経営計画に基づく売上高及び各段階利益は、年度末決算における決算短信にて開示を行う。

#### <事業ポートフォリオに関する基本的な方針>

##### ① サービス事業

- ・ 特定金銭債権の買取・回収業務、債権管理回収の受託業務、事業再生・事業承継・廃業支援・債務整理等に関するコンサルティング業務を3つの柱として、リスク、リターン等の観点から適正なバランスをとりつつ運営する。
- ・ 債権者(金融機関、投資家等)、債務者等の顧客ニーズを的確に捉え、必要に応じて専門家等と協働する等して顧客満足度の高いサービスを提供する。

##### ② 派遣事業

- ・ 司法書士法人山田合同事務所、土地家屋調査士法人山田合同事務所、株式会社山田エスクロー信託との連携を強化する。
- ・ 新規派遣先開拓に注力する。

##### ③ 不動産ソリューション事業

- ・ 不動産に関する売買、仲介、コンサルティング等様々な顧客ニーズに応えるサービスを提供する。
- ・ 借地権負担付土地(いわゆる、「底地」)に関する売買、コンサルティング業務等について重点的に取り組む。

## 第2章 コーポレートガバナンスの体制

### 2・1 コーポレートガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社を採用し、透明性の高いガバナンス体制を維持、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図る。

### 2・2 取締役会

#### 2・2・1 取締役会の役割・責務

1) 取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、当社グループや株主共同の利益のため、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指す。

2) 取締役会は、当社グループの年度事業計画の策定や重要な業務執行並びに法定事項につ

いて決定するとともに、経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行を踏まえた事業計画の進捗確認を含む取締役の職務執行を監督する責務、当社グループ全体の適切な内部統制システムを構築する責務等を担う。

3) 取締役会は、経営幹部が、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、適切なリスクを負いながら意思決定及び業務執行を行うことができるよう、必要な環境整備を行う。

4) 取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程において取締役会にて決議・報告する事項を定める。経営陣の遂行する職務については、職務権限規程に定める。

#### 2・2・2 取締役会の構成

取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための知識、経験、能力、見識等を考慮し、多様性を確保しながら全体としてバランスよく、適正な人数で構成するとともに、透明性の高いガバナンス体制を構築し、客観的な経営の監督の実効性を確保するため、3分の1以上の独立社外取締役を指定する。

#### 2・2・3 取締役会の実効性の評価

取締役会は、取締役会の実効性を高めるために、常に運営方法の見直しを行うとともに、実効性評価の実施を検討する。

### 2・3 監査役会

#### 2・3・1 監査役会の役割・責務

1) 監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて経営の健全性を確保し、株主共同の利益のために行動する。

2) 監査役会は、常勤監査役による当社グループ内における情報収集力及び社外監査役による独立性を活かしながら、各監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備する。

3) 監査役会は、社外取締役への情報提供を強化するため、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行う。

#### 2・3・2 会計監査人及び内部監査部門との関係

1) 監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を整備する。

2) 監査役会は、会計監査人の評価基準に基づき、独立性と専門性について確認する。また、監査役会は、会計監査人との面談を定期的実施し、会計監査人が会計監査を適正に行うた

めに必要な品質管理の基準を遵守しているかについて会計監査人に説明を求める。

3) 監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を定める。

4) 監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備、問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

#### 2・4 指名・報酬委員会

任意の委員会の活用については、今後必要に応じて検討を行う。

#### 2・5 内部統制

取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムの整備に関する基本方針、財務報告に係る内部統制に関する規程を定め、当社グループのコンプライアンス、リスク管理、財務報告の適正性確保等について適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督する。

#### 2・6 取締役及び監査役

##### 2・6・1 取締役及び監査役の指名に関する方針

1) 取締役会は、当社グループの意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行うため、取締役候補者及び監査役候補者の指名については、事業経営に関しての豊富な経験、実績、専門性等のバランスを考慮する。社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、経営に関する豊富な知見、高度な専門性、幅広い知見や経験を持つ者を指名する。また社外取締役候補者については、「債権管理回収業に関する特別措置法」（以下「サービサー法」という。）第5条第4項の適格性を有する弁護士を1名以上指名する方針とする。

2) 取締役候補者の指名及び代表取締役の選定に当たっては、独立社外取締役の意見を反映させるよう取締役会において配慮する。

3) 監査役候補者の指名に当たっては、監査役会の同意を得た上で取締役会において決議し、株主総会に付議する。

4) 監査役候補者には、財務、会計に関する適切な知見を有する者を1名以上指名する。

5) 取締役の各候補者の指名理由（知識・経験・能力等）及び解任理由については、株主総会招集通知に記載する。

6) 当社の取締役及び監査役が、他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任する数は合理的な範囲にとどめると同時に、当該兼任状況について開示を行う。

7) 取締役会は、代表取締役の後継者計画の策定・運用に関して主体的に関与する。

#### 2・6・2 独立社外取締役

1) コーポレートガバナンスの公正性、透明性を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役を指定する。

2) 独立社外取締役は、経営に関する積極的な助言、執行の監督、代表取締役及び経営陣の選解任に関する助言、利益相反取引及び競業取引の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

3) 取締役会における活発かつ建設的な議論を推進するため、独立社外取締役を含む社外役員（社外取締役及び社外監査役）をメンバーとする会合を必要に応じて開催する。

4) 独立社外取締役を含む社外取締役と当社各部門との連絡・調整は、当社総務部門が行う。

5) 社外役員の独立性に関する基準は、東京証券取引所が定める独立性基準を参考に作成した当社独自の基準を用いる。

#### 2・6・3 取締役及び監査役の報酬等に関する方針

##### 1) <役員報酬の基本方針>

- ・ 固定報酬を基本とする。
- ・ 単年度における当社グループ及び個人の業績評価を勘案して基本報酬額を増減させる。但し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、原則として増減しない基本報酬のみとする。

##### 2) <取締役の報酬額の方針>

- ・ 基本報酬は月例の固定報酬とし、その額は、各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度、世間水準、経営状況、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定する。
- ・ 業務執行取締役については、単年度における当社グループ及び個人の業績評価も勘案して決定する。

##### 3) <取締役報酬決定の方針>

- ・ 各取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議により代表取締役社長に一任する。
- ・ 代表取締役社長は、独断で決定することなく、人事・経理担当役員が<取締役の報酬額

の方針>を勘案して作成した支給基準を原案とし、<取締役の報酬額の方針>に従って最終的に決定する。

#### 4) <監査役報酬決定の方針>

- ・ 各監査役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

#### 2・6・4 支援体制

1) 取締役会での活発かつ建設的な議論を図るべく、総務部門に事務局を設置し、以下の通り運営する。

- ・ 毎年の審議事項を踏まえ、取締役会開催スケジュール及び予想される審議事項を前年度末までに確定する。
- ・ 取締役会資料は、十分な検討ができるよう必要に応じて事前配付する。
- ・ 当日の審議時間は、十分な審議ができる適切な審議時間を設定する。
- ・ 社外役員を含む取締役及び監査役に必要な情報を随時提供するとともに、必要に応じて事前説明を行う。

2) 監査役の監査機能強化を図るため、内部監査部門と監査結果の共有を図る等相互補完を行う。

3) 取締役及び監査役の職務の執行において、社内の各部門は、必要な情報提供を求められた場合に積極的に対応する。また、取締役及び監査役が外部の専門家の助言を得ることが必要な場合には、その費用を当社が負担する。

#### 2・6・5 取締役及び監査役の研修方針

1) 取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要な研修及び情報提供を適宜実施する。

2) 取締役及び監査役に就任する際には、会社の事業、財務、組織等、取締役及び監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）に関して社内の関係部門による説明を実施し、就任後も必要に応じて法令改正や経営課題等に関する研修や説明会等を実施する。

#### 2・7 会計監査人

1) 取締役会及び監査役会は、会計監査人が当社グループの財務報告の信頼性確保に関し重要な役割を担うことを認識し、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、並びに内部監査部門との連携を通じて、独立性と専門性を有した十分かつ適正な会計監査人監査が行われるよう適切な対応を行う。

2) 会計監査人から財務報告に関する不備等の指摘を受けた場合は、取締役管理本部長が対応に当たる。

### 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

#### 3・1 当社グループのステークホルダー

当社グループは、「株主」「顧客」「取引先」「社会」「従業員等」をグループ共通のステークホルダーと考え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためにはこれらのステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重する。

#### 3・2 株主の権利・平等性の確保

1) 当社は、株主の権利の重要性を十分に認識し、少数株主も含めて、株主総会の議決権等の株主の権利が実質的に確保され、株主が適切に権利行使できる環境を整備する。少数株主が当社及び当社役員に対する特別な権利を行使する場合には、その意思を尊重する。

2) 新規で株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、当社のコーポレートガバナンス体制にてその役割・責務を十分に果たせることを取締役会で確認する。

##### 3・2・1 株主総会

1) 株主総会が会社の最高意思決定機関であることを認識し、株主総会における株主の実質的な平等性と適切な権利行使の機会を確保する。

2) 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、招集通知及び東京証券取引所における適時開示等を通じて開示する。

3) 株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるとともに、発送前に自社のホームページに開示する。

4) 株主の議決権の行使検討期間に最大限配慮し、正確な情報提供ができることを担保しつつ、招集通知の発送日、株主総会の開催日等、株主総会関連の日程を適切に設定する。

5) 議決権電子行使プラットフォームの利用は、機関投資家及び海外投資家の比率等やその議決権行使状況等を見ながら検討する。招集通知の英訳等は、必要に応じて実施する。

6) 代理人による議決権行使は、定款の定めにより当該代理人が株主である場合に限定する。ただし、株主名簿上の株主又は常任代理人を通じて、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等（以下、「実質株主」）の本人確認ができる場合においては、株主名簿管理人と協

議の上、実質株主の株主総会への出席について検討する。

7) 株主総会において可決に至ったものの相当数を超える反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会で反対の理由や反対票が多数となった原因を分析し、株主との対話やその他の対応の要否について検討する。

### 3・2・2 資本政策に関する方針

1) 当社グループは企業価値向上のため、持続的なキャッシュ・フロー創出力向上とバランスシートの最適化を目指す。

#### 2) <資金調達方針>

- ・ サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の特定金銭債権の買取資金は、内部留保、及び必要に応じ銀行借入によって調達する。銀行借入は各取引銀行の貸付条件等を精査し、買取債権の内容、管理回収状況等を慎重に検討して行う。買取債権及び受託債権の管理回収に関する業務を遂行するための資金調達は、内部留保をもって行うこととし、持続的業績拡大及び実効性のある回収業務を推進することによりその充実を図る。
- ・ 借入金によって債権買取資金を調達する場合においても、自己資本比率を一定の水準に保ち、財務の健全性を維持することにより、経済環境の急激な変化に際しても資金調達に困難を来たさないようにする。
- ・ 大規模な資金調達を実施する場合は、その用途並びに回収計画の合理性につき取締役会で十分に審議して決議するとともに、株主（投資家）に十分な説明を行う。
- ・ 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資金調達については、ステークホルダーへの影響等を十分に考慮し、取締役会にて検証及び検討を行った上で、株主に対する説明責任を果たす。

#### 3) <株主還元方針>

- ・ 株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績・配当性向を総合的に勘案しながら安定かつ継続的な配当の維持を基本方針とする。
- ・ 事業基盤の再構築を積極的に推し進めるとともに、より一層の経営効率化に努め、さらに安定した利益配分ができるよう全力を傾注する。

### 3・2・3 政策保有株式に関する方針

1) 当社は、業務提携や交流等を通じた持続的な成長及び中長期的な企業価値向上、取引関係の維持発展に資すると認められる政策保有株式のみ保有する。

2) 当社は、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等、保有継続の合理性及び必要性について個別具体的な検証を行い、毎年取締役会において保有の適否を決定す



る。

3) 政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資するものであるかを勘案し、議案ごとに賛否を判断の上、適切に議決権を行使する。

4) 当社は、政策保有株主との取引については経済合理性を十分に検証し、また、政策保有株主において保有する当社株式の売却の意向がある場合には、それを妨げない。

#### 3・2・4 買収防衛策に関する方針

当社は、買収防衛策を採用していないが、当社の株式が公開買付けに付された場合は、公開買付者に対して当社グループの企業価値向上施策について説明を求めるとともに、取締役会としての考え方を速やかに開示する。

#### 3・2・5 関連当事者間の取引に関する方針

当社と取締役との間の利益相反取引及び競業取引については、会社法、「取締役会規程」及び「関連当事者取引管理要領」に従い、取締役会において慎重に審議する。

#### 3・3 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、「行動規範」、「コンプライアンス規程」を周知するとともに、法令遵守の徹底を図り、信頼されるサービスの開発、提供並びに事後管理をすることによってステークホルダーとの絆をさらに強め、社会の発展に貢献する。

－「顧客」：「顧客第一主義」を基本として、常にお客様の視点に立ち、サービスの開発、提供並びに事後管理に当たっては、常に品質・信頼性に留意し、より一層の向上の実現を目指す。

－「取引先」：全ての取引先との公正・透明・自由な取引を通じて信頼関係を構築し、関係法令及び契約に従って誠実な取引を行う。

－「社会」：事業活動を通じ社会に貢献する諸活動に積極的に携わるとともに、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に配慮したサービス提供を心がけることによって企業市民としての役割を果たす。

－「従業員等」：常に健全・安全・衛生的で、それぞれが能力を発揮できる働きがいのある職場環境を整備することに積極的に取り組み、これを乱す行為及びいかなる差別や人権侵害にあたる行為も行わない。

### 3・3・1 従業員の行動準則、内部通報

1) 法令の遵守や倫理的に求められる行動を定めた「行動規範」、「コンプライアンス規程」等の当社グループ内への周知、教育を行い、浸透を図るとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。

2) 当社グループにおける法令違反行為や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化を目的とし、社内及び社外の窓口に通報する内部通報制度を設けるとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。

### 3・3・2 多様性に関する方針

1) <多様性の確保についての考え方（中核人材登用における多様性確保を含む）>

当社グループは、国籍や人種、性別等に加え、価値観、考え方、能力等の多様性が企業の成長力を増加させることを認識し、「行動規範」に定める通り、いかなる差別や人権侵害にあたる行為も禁止し、役職員等一人ひとりが個性と意欲と能力を最大限に発揮できるよう、常に健全かつ安全で衛生的な職場環境を整備することに積極的に取り組むことで、多様性の確保を図る。

2) <多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標設定の考え方>

- ・ 女性の管理職登用については、当社グループの企業価値向上に資する適切な人材を性別に限定せず登用するという方針から、測定可能な目標は設定しない。
- ・ 外国人の管理職登用については、当社グループの事業が国内中心であるという特性に鑑みて、測定可能な目標は設定しない。
- ・ 中途採用者の管理職登用については、当社の管理職の大半を中途採用者が占めるという特性に鑑みて、測定可能な目標は設定しない。

3) <多様性の確保に向けた人材育成方針>

- ・ 当社の規程等に則り、公正に従業員の職責に応じた業績及び行動の評価を行い、これに基づいた従業員の能力開発、モラル・アップを図り組織力の強化を実現する。

4) <多様性の確保に向けた社内環境整備方針>

- ・ 従業員の働きやすい就業環境を提供するため、「育児休業制度」、「介護休業制度」等を整備し、社内への周知に努める。

### 3・3・3 社会、環境をはじめとするサステナビリティを巡る取組みに関する方針

1) 当社グループはサービス事業、派遣事業、不動産ソリューション事業等において、社会的課題に有用なサービスを提供することを通じて、持続可能な社会の実現に寄与していく。企業活動にあたっては、環境問題を含む企業の社会的責任を常に意識して取り組む。

2) 労働関連法規を遵守し、適切な従業員の健康、労働環境管理を行うとともに、当社グループの定める人事制度に基づく人事の公正な運営を行う。

3) 「行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を基に、全ての取引先と公正・透明・自由な取引を行う。

4) 上場企業としての責務を常に認識し、自然災害を含む事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク管理意識の浸透、リスク顕在化の防止及びリスクの早期発見に努め、事業の継続を主眼にリスク管理体制を整備・強化し、着実に運用する。

5) 個人の人権を尊重し、一人ひとりがその能力を最大限発揮できるよう、いかなる差別や人権侵害に当たる行為も行わない、常に健全かつ安全で衛生的な職場環境の整備に積極的に取り組み、人的資本の投資を進める。

6) すべての企業活動において、知的財産権を尊重し、自社の権利を保護するとともに、他の権利を尊重して知的財産の投資を進める。

#### 第4章 情報開示の充実及び株主・投資家との対話

##### 4・1 情報開示の基本的な考え方

1) 当社は、情報開示の充実が株主・投資家との建設的な対話の前提となることを認識し、適時開示体制を整備し、適切な情報開示を行う。

2) 海外投資家の利便性向上のための開示資料の英訳等は、必要に応じて実施する。

##### 4・2 株主・投資家との対話に関する基本方針

1) 当社は、株主・投資家との建設的な対話がコーポレートガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、定期的に株主構成を把握し、対話の申込みに積極的に対応するとともに、建設的な対話を行うための場を設定する。

2) 株主・投資家からの面談の申込みに、代表取締役社長の管理監督のもと、総務部が中心となって対応する。また、当社として、代表取締役社長、その他の取締役又は監査役との面談が適切と考える場合は、積極的にその対話の場を設定する。

3) 対話の目的に応じて、社内に関連する部門と連携して対話の充実を図る。

4) 経営計画、経営戦略、決算等に関する説明（事業計画の進捗状況を含む）をする機会として決算説明会等を企画・実行し、当社グループについての理解と対話の促進を図る（資本

コストや事業ポートフォリオに関連する説明を含む)。

5) 対話においては、誠意をもって説明を行うとともに、株主・投資家の意見に耳を傾け、双方向のコミュニケーションに努める。株主・投資家からの声を、取締役会に必要な応じて報告する。

6) 対話においては、関係する社内規程に基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止を図る。

## 第5章 その他

### 5・1 開示

株主からの受託者責任並びに各ステークホルダーへの説明責任を果たすべく、本ポリシーを開示する。

### 5・2 改廃方針

本ポリシーは、株主・投資家との対話を踏まえて定期的に見直すものとし、取締役会の決議をもって改廃する。

## 第6章 付則

1) 本ポリシーは、2021年10月21日から制定実施する。

2) 本ポリシーの一部を改訂し、2022年11月10日から実施する。